

## 阿南市子育て世帯独自応援金の支給について

平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する方で、所得制限により昨年実施した「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（児童1人につき10万円）」の支給を受けていない方のうち、一定の要件を満たす場合、阿南市子育て世帯独自応援金（児童1人につき10万円）を支給します。（他市町村から臨時特別給付金又はそれに準ずる給付金を支給されている方は対象外です。）

### 【支給対象者】

以下の①から③のいずれかに該当する方

- ①令和3年9月分の児童手当特例給付（児童1人につき5,000円/月）の受給者、かつ、令和4年度の児童手当本則給付（児童1人につき10,000円/月又は15,000円/月）の受給者
- ②令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童の養育者で、令和3年度の児童手当特例給付の受給者、かつ、令和4年度の児童手当本則給付の受給者
- ③令和3年9月30日時点で阿南市に住所を有し、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童の養育者で、令和2年中の所得が児童手当特例給付受給者の所得額に相当する方、かつ、令和3年中の所得が令和4年度の児童手当本則給付受給者の所得額に相当する方

① 令和3年度の児童手当の「特例給付」受給者(令和2年中の所得額により算定)  
・高校生のみ養育者は、特例給付受給者の所得額相当の人

## かつ

① + ②が支給対象者の所得要件

② 令和4年度の児童手当の「本則給付」受給者(令和3年中の所得額により算定)  
・高校生のみ養育者は、本則給付受給者の所得額相当の人

### 児童手当の所得制限限度額（令和3年度分）

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円) ※所得額がこの額以上 であれば特例給付受給 者になる。	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

支給対象者の令和2年中の所得額が上記の表の所得制限限度額以上であり、かつ、令和3年中の所得が上記の表の所得制限限度額未満の方が支給対象です。

(収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は所得額で確認します。)

【支給額】 児童1人あたり一律100,000円

#### 【応援金の支給手続き】

◆支給対象者①又は②に該当する方（公務員の方のぞく）

応援金は、申請不要で受け取れます。

10月に児童手当を支給している口座に振り込みます。

10月初旬までに、案内通知を送付します。

◆支給対象者③の方及び公務員で①又は②に該当する方その他申請が必要な方  
応援金を受け取るには、申請が必要です。（申請受付開始は9月中旬以降を予定）  
詳細は、市ホームページに掲載予定です。

問い合わせは こども相談室（☎22-1677）へ